物品・サービスの調達規程

契約に対し支部規約第 35 条 C に「提案招請の手順を通して」と規定していることに基づき、物品・サービスの調達の手順について規定する。なお、本規程が施行する以前の物品・サービスの調達慣習に大きく変更を加えるものではなく、従来の調達の手順を踏襲して文書化するものとする。なお、第 9 条から第 13 条までは「倫理・職務規定」に則って規定した。

第1条　名称

「物品・サービスの調達規程」とする。

第2条　規程の目的

支部会員に説明責任を果たせる公正な物品・サービスの調達を担保することを目的とする。

第3条　対象および金額

物品・サービスの購入を対象とし、総額 20 万円以上の調達について規定する。

第4条　物品・サービスの選択プロセス

① 調達元が起案する
② 調達目的・必要性を提示する
③ 複数の調達先の物品・サービスを列挙する
④ 複数の調達先の物品・サービスを比較する項目と評価基準を提示する
⑤ 複数の調達先の物品・サービスの中から比較によって選択した理由を提示する
⑥ 以上の起案を財務委員会と協議する
⑦ 財務委員会と協議された起案を戦略運営委員会に提起し審議に付す。
⑧ 戦略運営委員会で承認された起案は理事会にて審議される。
⑨ 理事会にて承認された後、物品・サービス購入申請する。

第5条　事務局以外の調達の一定期間内のプロセス免除

上記のプロセスにて選択された物品・サービスの調達から 3 年間は、同一の物品・サービスを調達する場合、上記の③~⑤を省略し物品・サービス購入申請をすることができる。

また、本規程が決議される前に調達されている物品・サービスは、上記の免除と同様の扱いとなる。

第6条　物品・サービスの調達の見直し

上記のプロセスにて選択された物品・サービスの調達から 3 年が経過した場合は、再度同一のプロセスを経て、物品・サービスを選択しなければならない

第7条　事務局の調達の見直し

事務局に選択された物品・サービスの調達は以下の手順で見直される。

① 事務局長は年度末に契約管理台帳を財務委員長に提出する

② 財務委員長は次年度に理事数名を指名して調達見直しワーキンググループを組成する

③ 調達見直しワーキンググループは契約管理台帳を基に調達の見直しの要否を検討する

④ 調達見直しワーキンググループは検討の結果を財務委員長に報告する

⑤ 財務委員長は調達見直しワーキンググループの報告を踏まえ事務局長に調達の見直しを指示する

第8条　物品・サービスの調達の見直しの観点

調達の見直しに際し、単に費用の大小だけでなく、下記の観点も踏まえ見直しをする。

① 新たな調達に移行するに伴う事務負荷および費用と効果の比較

② 支部会員を含む外部へのサービスに対する影響と効果の比較

第9条　秘密の保持

関係者は、調達手続きに関して、その過程で知り得た競争参加者の個人情報、秘密等を保持しなければならない。

第 10 条　受注者に関する意向の表明

関係者は、特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆してはならない。

第 11 条　特定の者に対する便宜の供与

関係者は、調達手続きにおいて、特定の者を競争上有利にするような行為をしてはならない。

第 12 条　事業者との応接方法

関係者は、競争参加の可能性がある事業者と接するときは、公平かつ適正に 対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。

第 13 条　本規程の所管

財務委員会とする。

第１４条　本規程は 2025 年 1 月 1 日より効力を発生する。

以　上